第19章 予防規程認可に関する基準

法第14条の2第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所の予防規程の認可の基準は、次のとおりとする。

1 予防規程の作成単位

予防規程の作成義務を有する製造所等が同一事業所内に複数あり、災害が発生した場合に相互に関連がある場合は、事業所の実態に合わせ、事業所全体を予防規程の対象として、すべての施設を網羅した予防規程とするよう指導すること。

2 認可の基準

危省令第60条の2第1項で定める事項が施設の実態に応じて具体的に規定されており、その 内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合すること。

なお、「予防規程作成上の留意事項について」(H13.8.23 消防危第 98 号) により作成するよう 指導すること。

3 消防計画との整合性

危険物製造所等は、その利用形態により施行令別表第1に掲げる防火対象物、又は、その部分に該当(S.50.6.16 消防安第65号)することから、収容人員により、防火管理者の選任及び消防計画の作成が必要(H1.5.10 消防危第44号)となるため、共通、又は関連する事項等について、整合性を図ったものとすること。